

# 特定保健指導の実施状況について

令和4年度の特定保健指導にかかる所属所別実施状況について、ご報告いたします。皆さまの所属所の実施状況はいかがでしょうか。特定保健指導の実施率は、短期財政にマイナスの影響を与える可能性もございますので、組合員および被扶養者の皆さまの積極的な参加をお願いいたします。

## 【市】

順位	所属所名	対象者数	終了者数	終了者割合(実施率)
1	白岡市	34	26	76.5%
2	羽生市	29	20	69.0%
3	鶴ヶ島市	28	8	28.6%
4	富士見市	46	11	23.9%
5	川越市	271	58	21.4%
6	三郷市	74	15	20.3%
7	幸手市	30	6	20.0%
8	狭山市	72	14	19.4%
9	吉川市	26	5	19.2%
10	熊谷市	148	28	18.9%
11	桶川市	54	10	18.5%
12	和光市	42	7	16.7%
13	川口市	392	63	16.1%
14	戸田市	100	16	16.0%
14	坂戸市	50	8	16.0%
16	鴻巣市	72	11	15.3%
17	入間市	108	16	14.8%
18	飯能市	64	9	14.1%
19	新座市	67	9	13.4%
20	秩父市	53	7	13.2%
21	春日部市	220	29	13.2%
22	久喜市	80	10	12.5%
23	朝霞市	73	9	12.3%
24	深谷市	120	14	11.7%
25	東松山市	78	9	11.5%
26	さいたま市	757	86	11.4%
27	八潮市	54	6	11.1%
28	所沢市	184	20	10.9%
29	志木市	37	4	10.8%
30	加須市	85	9	10.6%
31	越谷市	277	25	9.0%
32	ふじみ野市	80	7	8.8%
33	本庄市	48	4	8.3%
34	上尾市	131	10	7.6%
35	行田市	69	5	7.3%
36	蓮田市	35	2	5.7%
37	草加市	226	10	4.4%
38	日高市	49	2	4.1%
39	北本市	32	1	3.1%
40	蕨市	69	0	0.0%

## 【町 村】

順位	所属所名	対象者数	終了者数	終了者割合(実施率)
1	川島町	14	12	85.7%
2	毛呂山町	22	12	54.6%
3	上里町	18	5	27.8%
4	寄居町	15	3	20.0%
5	杉戸町	33	6	18.2%
6	三芳町	32	4	12.5%
6	嵐山町	16	2	12.5%
8	神川町	11	1	9.1%
9	越生町	14	1	7.1%
10	ときがわ町	16	1	6.3%
11	宮代町	18	1	5.6%
12	吉見町	40	2	5.0%
13	伊奈町	27	0	0.0%
14	小川町	19	0	0.0%
15	小鹿野町	30	0	0.0%
16	松伏町	18	0	0.0%

## 【一部事務組合】

順位	所属所名	対象者数	終了者数	終了者割合(実施率)
1	坂戸・鶴ヶ島消防組合	20	15	75.0%
2	児玉郡市広域市町村圏組合	30	15	50.0%
3	秩父広域市町村圏組合	21	9	42.9%
4	比企広域市町村圏組合	32	7	21.9%
5	埼玉東部消防組合	60	13	21.7%
6	埼玉西部消防組合	81	17	21.0%
7	朝霞地区一部事務組合	52	10	19.2%
8	埼玉県央広域事務組合	35	6	17.1%
9	入間東部地区事務組合	49	5	10.2%
10	川越地区消防組合	73	5	6.9%
11	草加八潮消防組合	32	2	6.3%
12	越谷・松伏水道企業団	18	0	0.0%
13	吉川松伏消防組合	16	0	0.0%
14	西入間広域消防組合	13	0	0.0%

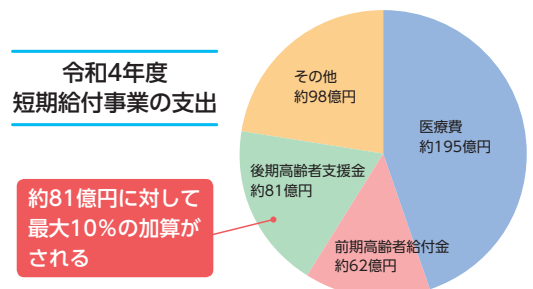
※特定保健指導対象者が11名以上の所属所のみ掲載しております。

## 【参考】令和4年度における本組合全体の実施率

		特定保健指導対象者	特定保健指導終了者	実施率
組合員	積極的支援	2,939人	343人	11.7%
	動機付け支援	2,538人	447人	17.6%
	計	5,477人	790人	14.4%
任意継続組合員 および被扶養者	積極的支援	119人	17人	14.3%
	動機付け支援	239人	51人	21.3%
	計	358人	68人	19.0%
合計	積極的支援	3,058人	360人	11.8%
	動機付け支援	2,777人	498人	17.9%
	計	5,835人	858人	14.7%

## 【特定保健指導の実施率が低いと…】

特定健康診査や特定保健指導を受ける人が少ない共済組合等には、ペナルティとして後期高齢者支援金の支出に最大10%の加算がされます。特定保健指導の実施率のみで判断されるわけではありませんが、令和5年度以降の実施率が16.2%を下回る場合、加算の対象となる可能性は高く、今後の皆さまの短期掛金を引き上げざるを得ない状況にもなりますので、特定保健指導のご案内が届いた方は、必ずご参加いただきますようご協力をお願いいたします。



お問い合わせ先 福祉課 ☎048-822-3305